

(平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書)

[illegible]

代理人電話番号

- ・ 世帯員及び親族：戸籍謄本
- ・ 法定代理人：委任者本人の戸籍謄本または登記事項証明書
- ・ 施設等の職員：職員であることが分かる書類